



## ■ 6年生・秋の芸術鑑賞「能と狂言」

11月10日、国の文化庁事業による「能と狂言」を県内で唯一体験する機会を得ました。

能楽協会の観世喜正さんら13名が来校し、見事な舞台を披露していただきました。

狂言はせりふが短く、笑いの要素があり、能はシリアスな内容で、せりふの長い劇という説明をしていただきました。

狂言「柿山伏」は、修行の足りない山伏が柿を盗むことでこらしめられるこっけい話。一方、能の「敦盛」は、源平の合戦で敗れ、幽霊となった平敦盛が、源氏と和解をする話です。

子どもたちは山伏の大きき声や動きに、声を出して笑い、能のお囃子のリズムに舞う、緊張感ある静かな所作に見入りました。

最後の子どもたちの質問から次のようなことも教えていただきました。能面はヒノキで作られ、100種類以上あること、狂言は200から250種くらいの話があり、室町時代の古いお話ばかりではなく、新作は現在も作られていること、舞台背景の松は、神が降りてくる

とされていて、もとは神に捧げる儀式だったことなど、改めて知ることも多く、充実した時間を過ごしました。

【ホームページではカラーで掲載しています】



やまぶし  
山伏はトビになりすまし飛ぼうとするが…



はやしかた じうたい がっしょう  
囃子方と地謡 (合唱) が舞台にひびきます



はやしかた おおつづみ こつづみ ふえ  
左から、囃子方の大鼓、小鼓、笛



あつもり  
能「敦盛」の息を飲む舞

## ■ コロナに関わる偏見や差別をなくすための授業

新型コロナウイルス感染症の治療で休んでいた友達に、自分は、どんなメッセージを送ることができるかを考える授業を全学年・クラスで行いました。

偏見や差別をなくすための授業は、1学期から行っています。最近、授業外のところで、子どもたち自身が、偏見を広げてしまううわさ話に対して「ダメ」と、はっきり指摘できたということがありました。自らの行動は、学習の成果と考えています。



2年生「あったかメッセージを届けよう」

## ■ 三重県・差別をなくす強調月間です（11月11日～12月10日）

1948年12月10日、国際連合総会で「世界人権宣言」が採択されました。以来、12月10日を「人権デー」と定め、世界中の国で、人権に関わる様々な啓発を行っています。津市の三重県人権センターでは、小中学生の人権ポスター優秀作品などの展示を行なっています。無料で、どなたでも入場できます。私たちの身の回りにある人権問題は次の内容です。お互いの人権に気づける社会にしていきたいです。

### 部落問題

平成28年より部落差別の解消の推進に関する法律が施行されています。部落差別を解消するための教育を行うことが必要です。

### 外国人の人権に係わる問題

平成28年に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されました。本邦外出身者に対する差別的言動を解消するための教育活動を行う必要があります。

### 子どもの人権に係わる問題

「三重県子ども条例」では、子どもを権利の主体として尊重することや、子どもの最善の利益を尊重すること等を基本理念に、子どもが安心して学び、育つことのできる環境づくりや、子ども自身が、子どもの権利について知り、学ぶ機会を提供することの必要性を明記しています。また、「三重県いじめ防止条例」により4月、11月を「いじめ防止強化月間」に定めるとともに、「子どもを虐待から守る条例」により11月を子ども虐待防止啓発月間に定めています。

### 患者の人権に係わる問題

<HIV感染者・エイズ患者>  
WHO（世界保健機関）は、エイズの予防と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、12月1日を世界エイズデーと定めており、国内においてもレッドリボン運動などの啓発活動が行われています。

<ハンセン病患者患者>  
令和元年7月の国のハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話の趣旨を踏まえ、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための教育を実施する必要があります。

### 犯罪被害者の人権に係わる問題

犯罪被害者等基本法により、11月25日から12月1日までを犯罪被害者週間と定めています。  
三重県では、平成31年4月に施行された「犯罪被害者等支援条例」において、同週間を「犯罪被害を考える週間」と定めるとともに、学校において犯罪被害者等の人権に係わる問題についての教育を促進することとしています。

### 性的マイノリティの人権に係わる問題

文部科学省が発出した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知や教職員向け資料「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を参考に、LGBT等の当事者の心情等に配慮した対応を行うことが必要です。

### 障がい者の人権に係わる問題

障害者基本法により、12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。  
三重県では、平成31年4月に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を施行しました。障がいのある人に対する理解および社会的障壁の除去の重要性に対する理解を深めるための教育を推進することが必要です。

### 女性の人権に係わる問題

「三重県男女共同参画推進条例」では、県民の責務として、男女の性別による差別的取扱いを排除することや固定的な性別役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めること等を規定しています。また、国は、「女性に対する暴力撤廃の国際デー」である11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に定めています。

### アイヌ民族の人権に係わる問題

令和元年5月にアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が成立しました。教育活動等を通じて、アイヌに関する理解を深めること等が必要で

### インターネットによる人権侵害

インターネット上で部落差別を助長する書き込み等が発生しており、法務省は平成30年12月に地方法務局等に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事業の案件及び処理について」の通知を发出しました。同日、文科省は法務省と連携し、「学校等と法務省の人権擁護機関との連携強化について」を发出しました。同和地区に関する識別情報の摘示について、学校等がプロバイダに対して削除を求めるなどの必要な措置を講じる場合は、削除依頼の方法の助言を受けたり、プロバイダ等に対し削除要請などを行う協力を求めたりするなど、法務局等の人権擁護機関と連携することが有効です。

### 北朝鮮当局による拉致問題等

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律では、12月10日から16日までを北朝鮮人権侵害問題啓発週間と定めています。拉致問題への理解促進のため、アニメ「めぐみ」等の映像作品の活用が有効です。

このほか、三重県人権教育基本方針では、高齢者や患者、刑を終えた人・保護観察中の人、ホームレス等の人権に係わる問題や、災害と人権、貧困等に係る人権課題などを取り上げており、人権教育ガイドラインや人権学習指導資料に概略や学習展開例等を記載しています。